

第十九條 利用料ハ玄米ヲ以テレ毎年之ヲ総會ニ示シテ承認シ
支ケルモノトス

第二十條 共同耕作ニ要スル勞力ハ組合員之ヲ提供シ資本其他
ハ本組合之ヲ支出ス

第二十一條 剰余金ヨリ積立金準備金ヲ差引タル残額ハ出役シル
勞力ニ分配シ組合員方法ハ毎年是メ總會ニ承認ヲ受クヘン
然ニテ其金額ハ普通積金以下トス

第二十二條 損失、墮補ハ先ツ積立金ヲ以テシ次第補助金ヲ以テス

第二十三條 新タ組合員タラントスル者ハ其耕作不ル耕地ト相参加
入金トヲ提供タルモノトス

但シ其金額ハ本組合資財ニ應シ總會ニ於テ決定ス

第二十四條 組合員ヲ脱退セントスルモノハ總會ニ承認ヲ受クヘン
但シ脱退者ハ耕作權及資財、分配ヲ請求タルトヲ得ス

然ニ止ム得タルモノハ總會ニ承認ヲ取リ支給スルコトアルヘン

第二十五條 死亡又ハ隠居ヨリ脱退シタル者ハ其相續ニテ繼承スコト

場合六加入金ヲ要セト

第二十六條 本組合事業ニタル支障アリタル組合員ハ總會ニ承認

ヨリ之ヲ除名ス

但シ除名タルモノハ第廿四條組合書ヲ通用ス

第二十七條 本組合ヲ解散セントスルトキハ組合員總數一四分之三以上

同意ヲ得ルモノトス

但シ精算人ハ彼員之ヲ當ル。